

# マイナンバーの通知カードが廃止されます



マイナンバーをお知らせするために自宅へ郵送される通知カードが、5月25日（予定）で廃止となります。

廃止になると通知カードに関連する事務が行えなくなります。記載事項の変更手続き等が必要な方は、早めにお済ませください。

## 廃止後に手続きができなくなる事務

- 通知カードの新規発行・再発行
- 通知カードの住所・氏名等の記載事項変更など



通知カードは、廃止後も記載事項が住民票と一致している場合に限りマイナンバーを証明する書類として使用できます。

なお、通知カードの廃止後に、出生等で新たに個人番号が付番された方には、個人番号通知書を送付します。

※個人番号通知書はマイナンバーを証明する書類として使用できません。マイナンバーを証明する書類が必要な場合は、マイナンバーカードの提示又はマイナンバーの記載のある住民票の写しの提出が必要です

全国のコンビニで住民票の写しなどの証明書の発行が可能に！

マイナンバーカードを取得しよう！！



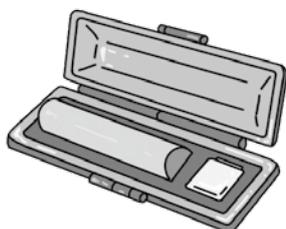
マイナンバーカードは、マイナンバーの証明と本人確認書類として使えるほか、コンビニでの各種証明書の発行や、確定申告がオンライン（e-Tax）でできるなど、皆さんの生活が便利になります。

申請は、郵送・パソコン・スマートフォン・証明写真機から可能で、どの方法でも所要時間は概ね5～10分です。詳細は、市ホームページをご覧ください。

## 印鑑登録資格の見直し

今まで、成年被後見人は印鑑登録をすることができませんでしたが、法定代理人が同行し、成年被後見人本人が申請する場合は、印鑑登録ができるようになりました。

手続きの方法や必要書類等の詳細はお問い合わせください。



## コンビニ交付システムの休止

6月10日(水)、システムメンテナンスのため、コンビニエンスストアでの証明書の取得が終日できません。

ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

